

建 第 1567 号
令和 8 年 3 月 27 日

地域振興局地域整備部長 様

土木部都市局建築住宅課長

排煙告示、防火上主要な間仕切り壁の取扱いについて（通知）

建築基準法施行令第 126 条の 2 第 1 項第 5 号の規定に基づく平成 12 年建設省告示第 1436 号については、平成 15 年 1 月 9 日付け「建築物の防火避難規定の解説 2002 の P. 84、P. 135 の取扱いについて」（以下「平成 15 年取扱い」という。）に基づき取り扱っているところですが、全国的な運用状況を鑑み、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1 排煙告示 平 12 建告第 1436 号の第四号へ及びトの適用の範囲

平成 15 年取扱いでは、日本建築行政会議が編集した「建築物の防火避難規定の解説（以下「防火避難規定の解説」という。）」を適用しないこととしていましたが、多くの都道府県が防火避難規定の解説のとおり「廊下」を「室」として取り扱っており、県内での運用にも差があることなどから、防火避難規定の解説を適用できるものとします。

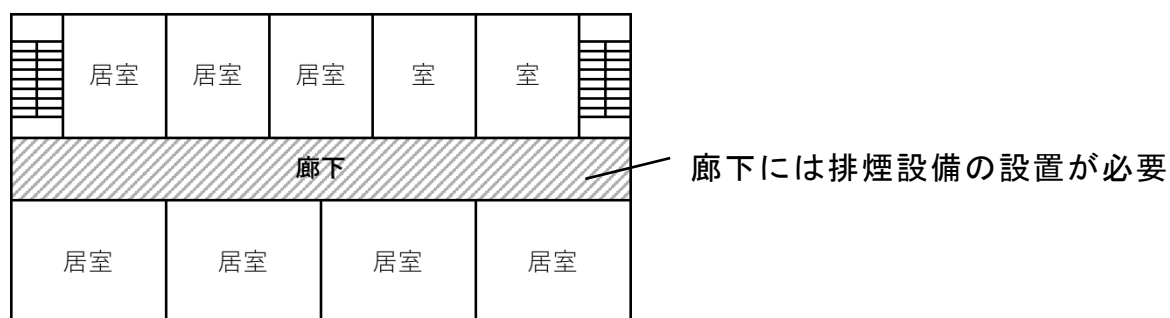
2 防火上主要な間仕切り壁

平成 15 年取扱いでは、建築物の防火避難規定の解説のとおり取り扱ってきたことから、従前のとおりとします。

平成 12 年建設省告示第 1436 号における廊下に係る県の取扱いについて

1 これまでの県の取扱い

平成 15 年 1 月 9 日付け「建築物の防火避難規定の解説 2002 の P. 84、P. 135 の取扱いについて」に基づき、廊下は室として扱わず、排煙設備の設置を要するものとしている。



2 今後の県の取扱い

本県の運用が全国と異なることなどから、防火避難規定の解説のとおり、平成 12 年建設省告示第 1436 号において、廊下を室として扱う。

